

日本家族論再考

日本大学文理学部教授
清水 浩 昭

はじめに

日本の家族研究は、農村社会学、民俗学、社会人類学、家族社会学、法社会学、人口学、地理学等々の領域で展開されてきた。その研究成果は、「収斂論」と「拡散論」とに集約することができよう。収斂論とは、日本の家族が「直系家族制から夫婦家族制へ」と構造的に変化したという考え方であり、拡散論とは、直系家族制と夫婦家族制が地域を異にして分布しているとの見方である。収斂論は「発展段階論」、拡散論は「類型論」とも言われ、家族社会学では収斂論に依拠した研究が主流となっているが、民俗学、社会人類学では類型論に基づく研究が展開されてきた。しかし、家族社会学の分野では、1980年代から収斂論的家族研究に関する批判¹⁾が、民俗学の分野では、1990年代から拡散論的家族研究に対する批判が登場してきた。

本稿では、民俗学における拡散論（類型論）的家族研究に対する批判に問題を限定し、その妥当性を検討することにした。というのは、批判の対象となっている研究成果は、民俗学の周辺科学からみると、現代社会においても通用する側面を有していると考えられるからである。

1. 日本家族論

日本に関する実証的研究は、1930年代に開始され現代に至っているが、その間

に展開されてきた研究成果を「日本家族論」とすれば、それは、つぎのようになる。

ここでは、高度経済成長以前に存在していた家族構造を家族の基本構造とした。このような考え方に基づいて日本家族論を整理すると、日本には三つ家族構造が存在していたことになる。この家族構造が今日どのように構造的に変化したかを整理すると、日本家族論はつぎの五つになる（表1参照）。

表1 日本家族論

基本構造	構造的変化の方向	
	不変(連続性)	変化(転換)
夫婦家族制	「同質論」Ⅰ	—
直系家族制	「同質論」Ⅱ	「変質論」Ⅰ
直系家族制 + 夫婦家族制	「異質論」	「変質論」Ⅱ

なお、ここでいう家族構造とは、家族形成規範のことであり、構造的変化とは、家族形成規範が変化することを意味している。

(1)「同質論」Ⅰ—家族の基本構造は夫婦家族制であったが、この家族構造は今日においても構造的に変化していない。

(2)「同質論」Ⅱ—家族の基本構造は直系家族制であったが、今日においても構造的に変化していない。

(3)「変質論」Ⅰ—家族の基本構造は直系家族制であったが、今日では夫婦家族制に構造的な変化を遂げた。

(4)「異質論」—直系家族制が基本構造であるが、夫婦家族制も併存していた。この併存構造が、今日でも構造的な変化を遂げていない。

(5)「変質論」Ⅱ—直系家族制を基本構造にしながら夫婦家族制も併存してきたが、夫婦家族制が直系家族制に構造的な変化を遂げることもありうる、との考え方である。

この考え方を代表的な研究者（専攻分野）でみると、「同質論」Ⅰは黒田俊夫（人口学）の主張、「同質論」Ⅱは中根千枝（社会人類学）の見解、「変質論」Ⅱは森岡清美（家族社会学）に代表される大多数の家族社会学者と農村社会学者の考え方、「異質論」は蒲生正男（社会人類学）、関敬吾、大間知篤三、宮本常一、福田アジオ、上野和男（民俗学）、内藤完爾、土田英雄、光吉利之、清水浩昭、加藤彰彦（家族社会学）、武井正臣（法社会学）、大友篤（地理学）の見方、「変質論」Ⅱは江守五夫（社会人類学・法社会学）の認識になる（清水 1994）。

このような日本家族論を踏まえて、岩本通弥と八木透（民俗学）が展開している類型論的家族研究批判を紹介することにした。

2. 類型論的家族研究批判

岩本通弥は、上野和男と福田アジオが民俗学における類型論的家族研究をリードしてきたことを前提にして、つぎのような批判を展開している。

その第一は、研究方法に関する批判で

ある。

両者の採った戦略は、変数と変数の間の相互関係を「構造」として類型化し、他の地域の「構造」と比較することに位置づけるという地域類型論的な方法であった。（中略）その研究は専ら「構造」「原理」の析出が焦点となるが、どうやら両者には「民俗」は「生活」「文化」とは同義ではなく、「結果として存在する」民俗を操作することで、ある種の歴史的な世界を明らかにしたり、描くことが民俗学であると理解しているらしく、その結果、類型化された要素、異質性の強調された事象の組み合わせからなる（岩本 1998:51）。

この批判は、上野や福田が、いわば自らの「理論構築」に都合な指標を用いて調査研究を行ってきたという批判であろう。

第二点は、研究成果に対する批判である。

こうして構築された「民俗社会」が、現実社会とは大きく懸離れているのは当然であるが、都市や政治などの現実を切離し、そうした外部の影響をノイズとして排除する、閉じられたマイクロコスモスの描き出しが、一体何を意味しているのか。（中略）類型論的な方法の、その限界は特に現実の具体的な社会に当てはめたときに顕在化する（中略）いわば伝統不変論・構造不変論とでもいうべきこうした議論にリアリティを感じるのは、おそらくこうした思考法に慣らされた民俗学者など、一部の者に過ぎないのではあるまいか。家族や社会の現実とあまりにそれは遊離している。こうしか現代に迫れないのは方法による当然の帰結ではあるが、一体、民俗学の

家族研究とは何を目標しているのか、筆者には両者の議論は「地域性」を抽出することが目的化しているように思えてならず、家族がどう生きているのかなど、そのリアリティが問われることはない（岩本 1998 : 51-52）。

上野や福田の研究は、現代社会の諸状況との関連で研究を展開していない。したがって、現実と遊離したものになっている。こうした研究には「現実味」がないとの批判である。

この岩本の見解を継承している八木透は、つぎのような類型論的家族研究批判を行っている。

これからの民俗学における家族・親族研究のあるべき姿は（中略）「リアリティーある研究」「現代社会を視野に入れた研究」「＜変化＞を視野に入れた研究」「実体に根差した総体的研究」「多様性をふまえ、多方向へ開かれた研究」である点においては、基本的に筆者も賛同する。少なくとも従来「類型論」的研究方法は再検討を迫られているだろう。ただそれに代わる方法として、いかなる研究方法を採り上げるのか。その選択肢は無限に広がっているのである。（中略）たとえば家族心理学や社会福祉学などの研究領域とも連携してゆく必要がある。少なくとも現代の家族研究において、一学問領域が単独でなし得る成果には限界がある。現代こそ、複数学問領域による共同研究が必要とされる時代だといえるだろう（八木 2007 : 121-122）。

八木は、岩本の類型論的家族研究批判を評価したうえで、家族研究のあるべき方向性を示したことになる²⁾。ここでは、このような二つの批判を踏まえて、批判

の妥当性を検証することにした。

3. 類型論的家族研究批判—その妥当性をめぐって

上野や福田の研究は、恣意的な調査研究・分析であるとすれば、客観的データに基づいて彼等の理論を検討する作業が必要となる。そこで、まず、「国勢調査」と日本家族社会学会の「全国家族調査」結果を用いて、彼等の理論の妥当性を検証し、つぎに、彼等の研究成果が、岩本や八木のいうように現実と遊離した研究か否かを周辺科学における研究成果を用いて検討することにした。

3.1 国勢調査結果からの検証

類型論的家族研究は、現実味のないものであるかどうかを 2005 年の「国勢調査」結果を用いて分析することにした。というのは、国勢調査結果は、公表されたデータである。したがって、この結果は、研究者が操作することができない資料である。とすれば、この資料は、岩本や八木の批判の妥当性を検証するのに相応しいことにある。

ここでは、75 歳以上の女性を指標にして日本家族の類型論（異質性）を検討することにした。75 歳以上の女性を分析指標としたのは、この年齢になると、多くの女性は配偶者を失う確率が高まっていく。とすれば、この年齢層が、どの家族（世帯）で生活しているかをみることによって、その地域の家族構造（家族規範）が分析できると考えたからである。それは「親が元気なうちは、別居しているが、親の身体が弱くなったり、配偶者を失うと同居する」（無条件の継続的同居から、

親の健康度を加味した条件付同居へ)³⁾との傾向が強まっていると言われている。とすれば、この指標から、それぞれの地域における家族構造を推察することができるのではないかと考えた。

このような認識に基づいて、日本の家族構造をつぎように区分することにした。75歳以上の女性が「同居」している割合が50%を超えていれば、この家族は「直系家族制」とし、別居（「夫婦のみ」＋「単

独」＋「施設等」）の割合が50%以上であれば、この家族は「夫婦家族制」と判断することにした。

このような考え方に基づいて調査結果を分析すると、「直系家族制」は、東北、北陸、中国・四国・九州の一部の地域、「夫婦家族制」は、大都市圏とその周辺地域、中国・四国・九州の一部地域に分布している（表2参照）。

表2 都道府県別75歳以上の者（女性）の居住形態（2005年）

（単位：人、％）

都道府県	75歳以上の 女性人口	同居	別居		施設等	【参考】 別居＋施設等	
			夫婦のみ	単独			
全国	7,312,048	53.1	35.0	14.1	20.9	11.9	46.9
北海道	337,637	41.3	43.0	17.8	25.2	15.7	58.7
青森県	94,590	60.5	26.0	9.0	17.0	13.5	39.5
岩手県	102,432	65.0	24.1	9.5	14.6	10.9	35.0
宮城県	136,570	65.4	25.3	10.7	14.6	9.3	34.6
秋田県	94,919	63.7	24.1	9.5	14.6	12.2	36.3
山形県	99,496	71.0	19.4	8.4	11.0	9.6	29.0
福島県	147,324	66.4	24.6	10.5	14.1	9.0	33.6
茨城県	167,737	65.9	24.1	11.2	12.9	10.0	34.1
栃木県	116,344	66.7	24.2	10.6	13.6	9.1	33.3
群馬県	124,009	59.5	29.7	13.9	15.8	10.8	40.5
埼玉県	273,794	58.9	29.8	13.5	16.3	11.3	41.1
千葉県	265,212	57.6	31.3	14.0	17.3	11.1	42.4
東京都	602,292	43.1	48.1	17.6	30.5	8.8	56.9
神奈川県	364,260	49.9	39.2	17.1	22.1	10.9	50.1
新潟県	183,750	66.7	22.5	10.1	12.4	10.8	33.3
富山県	80,815	63.6	22.0	8.9	13.1	14.4	36.4
石川県	76,971	57.6	26.7	10.5	16.2	15.7	42.4
福井県	58,895	63.9	22.9	9.6	13.3	13.2	36.1
山梨県	60,507	58.5	31.7	14.3	17.4	9.8	41.5
長野県	165,693	61.1	30.0	14.5	15.5	8.9	38.9
岐阜県	125,648	64.5	25.5	11.3	14.2	10.0	35.5
静岡県	221,771	64.9	24.9	11.0	13.9	10.2	35.1
愛知県	320,989	57.5	31.8	13.1	18.7	10.7	42.5
三重県	117,174	55.5	33.4	13.8	19.6	11.1	44.5
滋賀県	73,943	64.7	25.3	11.0	14.3	10.0	35.3
京都府	155,328	48.1	40.0	15.1	24.9	11.9	51.9
大阪府	411,422	43.2	44.9	15.9	29.0	11.9	56.8
兵庫県	309,704	48.3	40.3	15.3	25.0	11.4	51.7
奈良県	79,655	56.0	32.6	14.0	18.6	11.4	44.0

和歌山県	76, 572	48. 8	39. 9	15. 1	24. 8	11. 3	51. 2
鳥取県	49, 050	60. 2	26. 8	10. 8	16. 0	13. 0	39. 8
島根県	67, 651	58. 5	29. 7	12. 1	17. 6	11. 8	41. 5
岡山県	135, 508	51. 5	35. 3	15. 0	20. 3	13. 2	48. 5
広島県	183, 350	46. 0	40. 8	16. 1	24. 7	13. 2	54. 0
山口県	116, 870	44. 0	41. 0	15. 3	25. 7	15. 0	56. 0
徳島県	62, 616	52. 1	32. 0	13. 1	18. 9	15. 9	47. 9
香川県	74, 034	51. 9	34. 3	14. 9	19. 4	13. 8	48. 1
愛媛県	110, 970	45. 4	41. 8	16. 5	25. 3	12. 8	54. 6
高知県	68, 817	41. 5	41. 3	15. 5	27. 6	15. 4	58. 5
福岡県	299, 030	47. 2	37. 3	14. 0	23. 3	15. 5	52. 8
佐賀県	63, 671	58. 5	26. 3	10. 2	16. 1	15. 2	41. 5
長崎県	111, 027	46. 5	37. 3	13. 7	23. 6	16. 2	53. 5
熊本県	140, 393	52. 1	33. 0	12. 9	20. 1	14. 9	47. 9
大分県	91, 440	47. 9	38. 9	15. 3	23. 6	13. 2	61. 1
宮崎県	84, 262	42. 4	43. 7	17. 4	26. 3	13. 9	57. 6
鹿児島県	143, 815	31. 0	53. 7	19. 1	34. 6	15. 3	69. 0
沖縄県	64, 091	52. 0	33. 0	12. 6	20. 4	15. 0	48. 0

注) 「同居」(「夫婦と子」+「片親と子」+「その他の親族」+「非親族世帯」生活者)、「別居」(「夫婦のみ」+「単独」生活者)。

(資料) 総務省統計局『高齢人口と高齢者のいる世帯(平成17年国勢調査 人口概説シリーズ No. 7)』

これは、75歳以上の女性(総数も示した)を指標にして分析したものであるが、さらに、直系家族制と夫婦家族制の典型的な地域である山形県と鹿児島県を取り上げ、65歳以上の高齢者が年齢の上昇とともに、どのような世帯(居住形態)のもとで生活を営んでいるかを考察することにした。ここでは、それを「年齢別世帯(居住形態)帰属率」とした。

まず、山形県(直系家族制)をみると、山形県女性の「同居」帰属率は、「65～69歳」が約64%、「70～74歳」が約66%、「75～79歳」が約70%、「80～84歳」と「85歳以上」が約72%となっている。これは、加齢とともに同居生活者割合が増加してくることになる。とすれば、山形県における「居住パターン」は、「同居増大型」あるいは「同居収斂型」と称する

ことができよう(図1参照)。

次に、鹿児島県(夫婦家族制)をみると、鹿児島県女性の「別居帰属率」は、「65～69歳」が約79%、「70～74歳」が約70%、「75～79歳」が約65%、「80～84歳」が約56%、「85歳以上」が約34%になり、「85歳以上」になると50%未満になる。そこで、「80歳以上」の動向をみると、「80～84歳」の「同居帰属率」は約31%、「施設等の世帯帰属率」は約13%であるが、「85歳以上」になると、「同居帰属率」が約35%、「施設等の世帯帰属率」が約31%になる。これは、80歳以上になると、「別居から施設等の世帯(「別居・施設収斂論」)に移行するのが、鹿児島県の「居住パターン」であると言えよう(図2参照)。

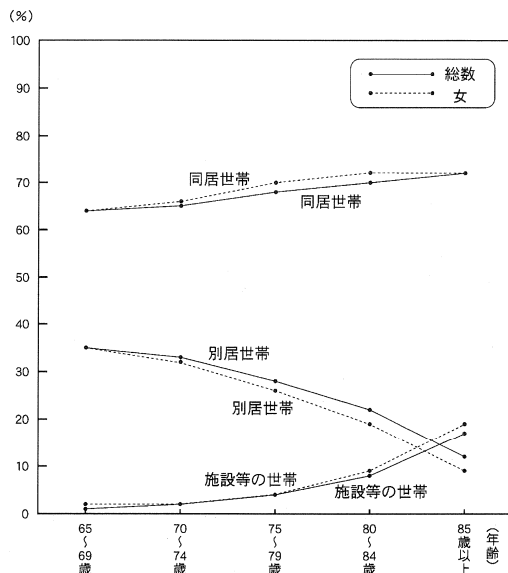


図1 高齢者の年齢階層別世帯帰属率 (山形県 2005)
 (資料) 総務省統計局『国勢調査報告』(2005)

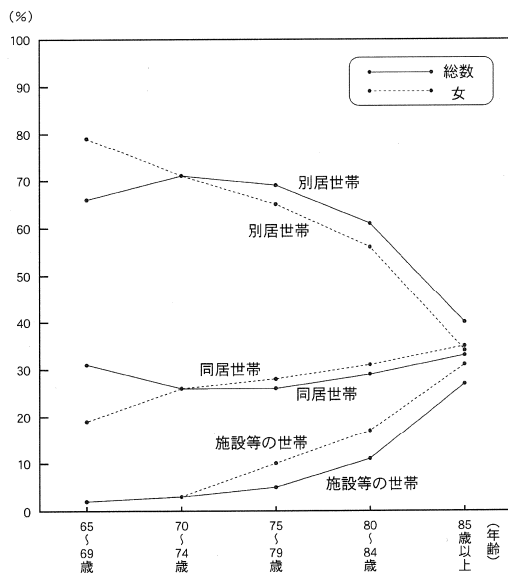


図2 高齢者の年齢階層別世帯帰属率 (鹿児島県 2005)
 (資料) 総務省統計局『国勢調査報告』(2005)

このような対照的な居住パターンは、高齢者介護のあり方にも影響するのではなからうか。

ともあれ、この結果をみると、日本の家族は、異質の構造を有していることになる。とすれば、上野や福田が提示した類型論は、「現実味がある」「リアリティがある」研究成果であると言えるのではなからうか。

3.2 全国家族調査 (日本家族社会学会) 結果からの検証

日本家族社会学は、1999年に第1回全国家族調査を、2004年には第2回全国家族調査を実施している。加藤彰彦は、この調査結果を分析し、つぎのような研究成果を提示している。

社会学では、ながらく「日本の家族は戦後(直系家族制から夫婦家族制へ)と変化した」と信じられてきた。しかしながら、最近全国規模の家族調査とその個票データを用いた精密な実証研究は、直系家族制の持続を示唆する—それゆえにこの命題を反証する—一次のような統計的事実を提出している。

(1) 過去半世紀の間に、結婚時の同居確率は低下したが、若い世代ほど途中同居(持ち家の継承による)の傾向が強いため、最終的な同居確率はどの世代も約30%(長男の場合は約50%)に収斂する。(2) 半世紀前に指摘された「東北日本型(単世帯型)直系家族」と「西南日本型(複世帯型)直系家族」という地理的分布は今なお明確である(明治時代の統計まで遡って確認できる)これらの事実は、直系家族を形成する内発的な力が21世紀の今日でも日本社会の基層レベルで強力に働いていることを示している(加藤2009: 3)

この加藤の研究成果は、類型論的研究

が現在でも「リアリティ」があるとともに「伝統不変・構造不変」的なこともあり得ることを示唆していると言えよう。

3.3 社会福祉学における研究成果からの検証

つぎに、八木が指摘した点に移りたい。八木の提言に関わる研究は、隣接の社会科学で存在しないのであろうか。ここでは、社会福祉学の分野で展開されている研究を紹介しておきたい。

佐藤秀紀と中嶋和夫は、在宅福祉サービスの実施状況を分析した。その結果、市町村間に格差が存在していること。その格差を仔細に検討すると、総じて西日本は、東日本に比較して在宅福祉サービスが充実している。これは、「西高東低」現象が老人福祉サービスの水準にも現れることになる。そこで、彼らは、この発生の要因を追究した。そこで、得られた結論は、つぎのようになるとしている。

わが国では、老後に対する意識や経済的自立等の理由から同じような家族形態が全国各地に均等に分布しているわけではなく、大別するなら家族との別居を原則とする隠居形態を特徴とした高年型の核家族世帯が多数を占める『鹿児島島の家族形態（西日本型）』と、隠居慣行の乏しい『山形的家族形態（東日本型）』のふたつが共存してきた。東北日本型の拡大指向型を支えている価値体系は、親子関係を常に優先させる体系であり、西日本型の縮小志向型家族を支えている価値体系は、夫婦関係を親子関係よりも優先させることが特徴的である。こうしたことから、西日本を中心に特に進んでいる高齢者の核家族化は、世帯内部での介護の調達を困難にし

ており、基本的に、各市町村は、このような介護力補完を重点的なターゲットとして政策をすすめているものと想定される。このように、異質の家族構造が今日においても維持・存続していることから、全国一律な方で同じような福祉効果を期待することは困難なものと考えられる（佐藤・中嶋 1999：12）。

これは、類型論的家族研究の成果が社会福祉学分野の研究にとっても有効であるとともに、政策策定にも役立つことを意味している。とすれば、八木の言う「リアリティーある研究」「現代社会を視野に入れた研究」「＜変化＞を視野に入れた研究」「実体に根差した総体的研究」「多様性をふまえ、多方向へ開かれた研究」のほぼすべてを満たしている研究成果であるといえるのではなからうか。

おわりに

以上のことから、岩本と八木が提示した「類型論的家族研究批判」は、周辺科学からみると、妥当しないように思われる。それでは、何故、このような批判がなされたのであろうか。それは、彼らが民俗学の周辺科学、とりわけ社会福祉学等々の研究成果に目配りしていないことに起因しているように思われる。というのは、社会福祉学は、現代社会の課題に関わる研究を展開しているからである。さらに、社会現象に対する見方・考え方が彼らと異なるからではなからうか。そこで、その一例として、ここでは山口昌男の発言を紹介しておきたい。

文化の考察とは、そういった日常生活的現

実とそれを規定するものとの弁証法的解明を常に含むものであろうと思います。それは別の言い方をすれば日常時間的現実と時間を超えた規定性との関係であるということになります。「構造」が問題になるのは、まさにこのような次元のことになったリアリティのレベルを想定することの必要性が理解される時であります。このように「日本文化論」への批判的考察はその端緒から、両刃の刀として人類学の日本研究の立場にも突き刺さってきます。リアリティのレベルが弁証法的な考察によって深められるに従って、その規定性は地理的空間、歴史的時間を超えた普遍的なものとしての姿を現します。どの程度の規定性で満足できるのかというようなことは、研究者の体験の質にも関連をもっています（山口、1970：433-434）。

山口のこの発言は、私の研究とも関わってくるので、最後に、私の研究方法と研究結果を紹介し、類型論的家族研究の持つ意味について言及しておきたい。私は、「大伝統」と「小伝統」との二つの視角から日本の家族構造と家族変動を考察してきた。具体的には、大伝統の指標として高度経済成長に伴う人口変動（人口移動、人口高齢化）をおき、小伝統を地域社会（都道府県ないし市町村レベルであるが）における家族構造、家族変動とし、その相互関係を研究してきた。その結果、高度経済成長は、全国津々浦々にまで影響を与えているにもかかわらず、すべての地域の家族構造が高度経済成長の影響を受けて同じように構造的な変化を遂げていないことが明らかになった（清水 1986、1992、1994、1996、2009）。このような私の研究結果は、山口の発言

と通ずるとともに上野と福田が提示した研究成果とも深く関わってくる。とすれば、二人の研究は、現代日本の家族構造、家族変動の理解にとっても無視することができない研究成果であると言えよう。

注

- 1) 清水浩昭は国勢調査等の政府統計を、加藤彰彦は日本家族社会学会の全国家族調査を分析し、その分析結果に基づいて批判を行ってきた（清水 1986、加藤 2003）。
- 2) 岩本も同じような見解を示している。

日本の家族研究も、ここ十数年来の歴史学の家族研究の盛況と進展をみれば、より学際的に展開し、一つの方向として、いずれこうした研究に至るものと予測されるが、その際、活躍の期待されるのは、やはり民俗学がこれまで集積してきた。類型論や構造論も含んだ膨大な家族研究のデータであり、かつ民俗学の方法が持つ総体的な視点ではないかと想像する。戦後の民俗学の「家族」研究は分析的な方向で展開したが、今一度統合的な方向も模索し、そうなることを期待して、本稿を閉じることにしたい（岩本 1998：65）

- 3) これは、湯沢雍彦の見解（湯沢 1982：269-274）であるが、現在は、この現象を「晩年型同居・途中同居」と称している。

【引用・参考文献】

石田英一郎・江上波夫・岡正雄・八幡一

- 郎、1958、『日本民族の起源』平凡社。
- 岩本通彦、1993、「地域性論としての文化の受容構造論」『国立歴史民俗博物館研究報告 民俗の地域差と地域性 2』52、国立歴史民俗博物館。
- 、1998、「民俗学における『家族』研究の現在」『日本民俗学』213、日本民俗学会。
- 上野和男、1992、『日本民俗社会の基礎構造』ぎょうせい。
- 江守五夫、1976、『日本村落社会の構造』弘文堂。
- 大林太良、1996、「社会組織の地域類型」ヨーゼフ・クライナー編『地域性からみた日本 多元的理解のために』新曜社。
- 大間知篤三、1962、「家族」大間知篤三・岡正雄・桜田勝徳・関敬吾・最上孝敬編『日本民俗学大系』3、平凡社
- 岡正雄、1958、「日本文化の基礎構造」大間知篤三・岡正雄・桜田勝徳・関敬吾・最上孝敬編『日本民俗学大系』2、平凡社
- 小内透、1996、『戦後日本の地域社会変動と地域社会類型—都道府県・市町村を単位とする統計分析を通して—』東信社。
- 加藤彰彦、2003、『家族変動の社会学的研究 現代日本家族の持続と変容』（早稲田大学大学院文学研究科博士論文 未印刷）。
- 、2009、「直系家族の現在」『社会学雑誌』26、神戸大学社会学研究会。
- 蒲生正男、1956、『社会学講義資料Ⅲ』敬文堂。
- 、1978、『増訂・日本人の生活構造序説』ペリかん社。
- 佐々木高明、2009、『日本文化の多様性稲作以前を再考する』小学館。
- 佐藤秀紀・中嶋和夫、1999、「在宅老人福祉サービス実施状況の市町村間格差に関連する社会要因の分析」『社会福祉学』40(1)、日本社会福祉学会。
- 清水浩昭、1986、『人口と家族の社会学』犀書房。
- 、1992、『高齢化社会と家族構造の地域性—人口変動と文化伝統をめぐって—』時潮社。
- 、1994、「家族文化の多様性」『日本文化論への接近』日本大学精神文化研究所。
- 、1996、「家族構造の地域性—人口変動との関連で」ヨーゼフ・クライナー編『地域性からみた日本多元的理解のために』新曜社。
- 、1999、「高齢化社会と地域—人口・家族・介護との関連で—」『日本民俗学会 50 周年記念シンポジウム 老い—その豊かさを求めて—』日本民俗学会。
- 、2000、「老後生活の地域性—家族構造と介護サービスとの対応関係を手がかりにして」日本民俗学会監修／宮田登・森謙二・網野房子編『老熟の力 豊かなく老い>を求めて』早稲田大学出版部。
- 、2009、「居住形態と介護形態の地

- 域差』『統計』60 (10)、日本統計協会。
- 原尻英樹、2008、『文化人類学の方法と歴史』新幹社。
- 速水融、2009、『歴史人口学研究 新しい近世日本像』藤原書店。
- 福田アジオ、1997、『番と衆—日本社会の東と西』吉川弘文館。
- Fumie, Kumagai, 2008, *Families in Japan: Changes, Continuities, and Regional Variations*, University Press of America.
- 政岡伸洋、2001、「家族・親族研究の新たな展開と民俗学」『日本民俗学』227、日本民俗学会。
- 八木透、2001、『婚姻と家族の民俗的構造』吉川弘文館。
- 、2007、「民俗学からみた日本の家族」日本家族心理学会編『家族支援の心理教育—その考え方と方法』（家族心理学年報 25）金子書房。
- 山口昌男、1970、「〔付論〕文化人類学と日本研究」論文集刊行委員会編『民族学からみた日本 岡正雄教授古稀記念論文集』河出書房。
- 湯沢雍彦、1982、「老親扶養と同別居問題の動向」磯村英一監修・坂田期雄編集『高齢化社会と自治体・地域』ぎょうせい。
- Redfield, Robert, 1956, *Peasant Society and Culture*, University of Chicago Press.
- (日本大学社会学会『社会学論叢』第171号、2011年6月より転載)